

## ○対象者の申請から助成までの流れ

---

### ①申請書の入手

朝日町役場保険福祉課窓口にて、申請書、医師意見書用紙（町指定の様式）と三重郡・四日市市内の協力医療機関リストを受け取ります。  
朝日町ホームページからも入手できます。

### ②受診

医師意見書用紙を持参し、協力医療機関、又は朝日町指定の医師意見書を作成できる三重郡・四日市市以外の医療機関を受診します。（受診料・検査料・文書料等は自己負担です。）  
医師に補聴器の使用が必要と認められた場合、医師意見書に記入を受けてください。

### ③申請・決定

ア) 申請書と医師が発行した医師意見書を保険福祉課に提出します。  
※医師意見書の作成日から3か月以内  
イ) 町から決定通知書と請求書用紙（町指定の様式）が届きます。

### ④購入

ア) **決定通知書が届いたら**、6か月以内に補聴器を購入し、領収書（宛名は対象者本人）をもらいます。（補聴器は、管理医療機器としての取り扱いがあれば、どの店舗でも購入できます。）  
**※決定前に購入されたものは助成対象外です。**  
イ) 請求書に領収書と補聴器の型番がわかる書類（パンフレット・カタログのコピー等）を添付し、保険福祉課に提出します。

### ⑤助成

助成金が指定口座に振り込まれます。  
※請求日から概ね1か月～2か月後の振込み

#### 【お問い合わせ先】

朝日町役場 保険福祉課

TEL : 059-377-5659

FAX : 059-377-2790